

よくあるご質問

1 供託金の納付について

Q 1 三菱UFJ銀行津島支店では、供託金は納付できなくなるのですか。

A 平成30年11月1日（木）以降は、三菱UFJ銀行名古屋営業部にある日本銀行桜通代理店で供託金を納付することになります。

2 供託金等の受入れ関係

Q 2 名古屋市にある日本銀行桜通代理店は遠方のため、供託金をこの付近（津島市）で納付することはできますか。

A 金銭の供託については、電子納付又は振込方式による納付方法があります。また、供託所（法務局）及び日本銀行代理店に行かずに、「オンラインによる申請」をすることができます。

Q 3 電子納付の方法を教えてください。

A 銀行、ゆうちょなどの各金融機関のペイジー対応のATMで納付できます。この場合の手数料は、原則無料となっています。
ただし、利用上限額がありますので、各金融機関に御確認ください。

Q 4 オンラインによる申請の方法を教えてください。

A 供託の手続きは法務局の窓口で供託申請をしていただくほか、インター

ネットで供託していただくことが可能です。

インターネットで申請を行えば、わざわざ法務局に出向くことなく供託の手續が済みます。

インターネットによる申請の方法は、「供託かんたん申請」と「申請用総合ソフト」の2通りありますが、比較的簡単な、「供託かんたん申請」をお勧めします。「供託ねっと」で検索していただくと、利用案内などを御覧になることができます。

Q 5 納入予定の供託金が、ATMの利用上限額（各金融機関におたずねください。）を超える場合は、どうすればよいですか。

A 平成30年11月1日（木）以降は、三菱UFJ銀行名古屋営業部の供託官口座へ振り込む方法（振込方式）により納付する方法、又は、三菱UFJ銀行名古屋営業部にある日本銀行桜通代理店へ直接納付する方法のいずれかの方法により納付していただくことになります。

なお、振込方式の場合は、振込手数料がかかりますので、あらかじめ御了承願います。

Q 6 振込方式による供託金の納付について、何か変更がありますか。

A 平成30年11月1日（木）以降は、振込先口座が、三菱UFJ銀行津島支店の口座から三菱UFJ銀行名古屋営業部の供託官口座に変更になります。

Q 7 平成30年11月1日（木）以降、当日中に供託書正本を受領したい場合は、どのような納付手続をすればよいですか。

A 事前に名古屋法務局津島支局に御連絡ください。

オンライン又は窓口で供託手続を行い、供託金を当日午後3時までに、
①電子納付又は②振込方式によって供託金を納付した後、午後5時15分

までに名古屋法務局津島支局にお越しいただいて供託書正本を受領するか、窓口で供託手続をした後、午後3時までに三菱UFJ銀行名古屋営業部にある日本銀行桜通代理店に供託金を納付し、同店で受入印が押された供託書正本を受領する方法があります。

- ①電子納付…インターネットバンキング若しくはペイジー対応のATMにより供託金を払い込む方法（オンラインによる申請の場合、電子納付のみ利用できます。）
- ②振込方式…供託所所定の振込用紙を用いて各金融機関において三菱UFJ銀行名古屋営業部の供託官口座へ供託金を振り込む方法

Q 8 供託有価証券の取扱いは、どうすればよいですか。

A 平成30年11月1日（木）以降は、三菱UFJ銀行名古屋営業部にある日本銀行桜通代理店に寄託してください。

3 供託金等の払渡し関係

Q 9 三菱UFJ銀行津島支店にある日本銀行津島代理店での小切手による払渡しは、いつまで可能ですか。

A 平成30年10月31日（水）までに交付された小切手は、同日の午後3時まで日本銀行津島代理店での払渡しが可能です。平成30年11月1日（木）以降は、三菱UFJ銀行名古屋営業部にある日本銀行桜通代理店で取り扱うことになります。

Q 10 平成30年11月1日（木）以降、三菱UFJ銀行名古屋営業部にある日本銀行桜通代理店以外で、名古屋法務局津島支局供託官が振り出した小切手を現金化する方法はありますか。

A 三菱UFJ銀行名古屋営業部にある日本銀行桜通代理店以外で小切手を

現金化することはできません。

なお、お客様が口座をお持ちの金融機関に小切手を提出し、後日、その口座にお金を振り込む方法がありますが、お金が振り込まれるまでに1週間ほどかかります。したがって、預貯金振込による払渡請求を行っていた場合と大差はありませんので、預貯金振込による払渡請求を御利用ください。